

平成 28 年 1 月 12 日

子会社等の業務の適正性確保等について

「内部統制関係議決」（放送法第二十九条第一項第 1 号ハに規定する事項の経営委員会議決）に定める、「(6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制」に基づき、適正性確保の措置を行うため、別紙のとおり、方針を策定した。

(参考：同議決の内容)

(6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 会長は、子会社の運営に関する共通の基準（「関連団体運営基準」）を策定し、その運用を図る。なお、同運営基準には、協会と子会社との取引の適正性の評価、公表について定めを置く。
- 2 会長は、各子会社との基本的関係を定めた契約（「基本契約」）を締結する。
- 3 会長は、各子会社の代表者と会長以下の執行部との協議等を通じて、経営に関する意思の徹底及び意見・情報の交換を行う。
- 4 会長は、協会の職員を子会社（公益法人を除く）の非常勤監査役へ就任させる。
- 5 会長は、子会社に関する事項を所掌する組織を設置し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。

(別紙)

平成28年1月12日

NHKグループ経営改革の方針

NHKアイテックにおける不正行為の発生を踏まえ、NHKのグループ経営を抜本的に見直す検討・推進体制を早急に立ち上げ、これを断行する。

「創造と効率を追求する、最適な組織」への改革に向けて、これまでの取り組みの甘さを排して、“実行”を徹底すべく、NHK本体が指導・監督機能を発揮し、グループ各社が、緊張感を持って経営を行う体制を構築していく。

改革施策を可及的速やかに策定し、順次実行に移す。

1. “なれあい”を排除した、グループ各社の規律ある経営の確立

- ・ 監査役は原則として常勤化し、外部人材を起用
(会社の規模によっては兼務の場合あり)
- ・ 外部人材の経営陣への積極起用、NHK若手幹部のキャリアパスとしての役員任用等による取締役会の活性化・機能強化

2. グループ会社に必須の機能の再精査・再整理

- ・ NHKの各機能に照らしてグループ会社の各業務を精査し、統合・廃止も視野に再整理
- ・ “自主事業”についても同様に対応

3. コンプライアンス、不正防止施策の徹底

- ・ 出金管理等について、基本に立ち戻り、責任に応じた手続き・チェックを徹底。実施状況について、定期的な報告を求める
- ・ なれあいを無くすため、人事の固定化を排除
- ・ 「1. グループ各社の規律ある経営」の施策実施による、企業風土改革
- ・ 関連団体の評価において、コンプライアンスの取り組みを重視

上記の実施にあたっては、NHK本体は指導・監督機能を発揮し、上場企業同様の水準でのガバナンス・内部統制の徹底、本体・グループ会社間取引の透明化・適正化を図る。

NHKアイテックについては、不正問題の事態解明を踏まえて、別途、抜本的な対応策を早期に講じる。

以上